

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月5日認可した。

平成27年3月17日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市西植田土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業（かんがい排水事業）中原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中池地区